

第1 審査会の結論

福島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成16年12月24日付け総相第200号及び201号で行った公文書一部開示決定のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

1 捜査費現金出納簿

- (1) 本部長からの捜査報償費受入に係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項
- (2) 月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄の記載事項（交通指導課の平成12年度10月分計の支払金額を除く。）
- (3) 月分の締めに係る印影

2 捜査費証拠書

- (1) 月分総括表（平成15年度分は「月分捜査費総括表」）に記載された各金額欄の金額（交通指導課の平成12年度10月分総括表の前月より繰越額欄及び本月支払額欄の不開示部分を除く。）
- (2) 捜査費支出伺の不開示とされた部分のうち、取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影
- (3) 支払精算書の不開示とされた部分のうち、あて名となる警察職員の職名（所属長名）並びに取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影
- (4) 捜査費交付書兼支払精算書の不開示とされた部分のうち、取扱者欄、補助者欄、出納簿登記欄の印影及びあて名となる警察職員の職名

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、平成16年11月29日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、下記の内容で開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 「平成12年度（10月分以降）分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」
- (2) 「平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」

2 これに対して実施機関は、平成16年12月24日付けで、県警察本部少年課及び交通指導課の各別に別表1及び別表2のとおり、本件対象公文書を特定し、その一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、平成17年2月9日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第

160号)第5条の規定により、本件処分を不服として、福島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書を総合すると次のとおりである。

(1) 本件処分について

ア 本件処分は、架空かつ不正な支出を隠ぺいするという情報公開条例が是認する本来の目的以外の目的で行われたものであるから、非開示事由の該当性を検討するまでもなく違法である。

イ 福島県警における犯罪捜査報償費は、捜査協力者に対する支出の実態がなく架空かつ不正な支出は明らかで、本件処分は違法であるからその取り消しを求める。

(2) 条例第7条第2号について

ア 実施機関が説明する「個人が識別され得る」といった規準は、如何ようにも変転し得る極めて曖昧な概念で規準たり得ず、こうした一律的な規準により、基本的人権を制約してならない。

イ 判例においても、具体的な規準を明確にした上で、個々の文書内容について開示すべきか否かを詳細に検討して判断している。

(3) 条例第7条第4号について

非公開の無限定な拡張への歯止めになり得ない抽象的概念により、具体的な文書の性格、その他の公表により害されるおそれのある利害の具体的な検討を経ることなく一律に非公開とすることは、憲法及び条例の趣旨に反することは明白である。

(4) その他

ア 情報公開を請求する権利は、憲法に基づいて認められた基本的人権であり、「知る権利」を具現化した権利であるから、情報公開条例、特に非開示事由を定めた条項は、厳格かつ限定的に解釈・運用されなければならない。

イ 非開示処分は羈束行為で処分庁に裁量判断の余地はなく、情報公開条例が認めた本来の目的を実現するためにのみ認められるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書の一部を不開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性

(1) 本号は、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別さ

れ得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定め、本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

- (2) 警部補以下の捜査員の氏名、情報提供者等の住所、氏名等については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものであることから、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

2 条例第7条第4号該当性

- (1) 本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものであり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関において支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由がある情報を不開示とするという実施機関の第一次判断権が尊重される規定とされている。

- (2) 4号該当性について

ア 現金出納簿

現金出納簿に記録されている捜査報償費の支出年月日、事件名、支出金額等の情報は、公にすることにより、被疑者等の事件関係者が犯罪捜査等の活発さや捜査の進展状況等を推察して、逃走や証拠隠滅を図るおそれがあるなど、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

また、終結した事件に関する情報であっても、捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者が、将来においてこれらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがあり、また、捜査員の氏名は、公にすることにより、逆恨み等により、被疑者等からの報復等を受けるおそれがあることから本号に該当する。

イ 捜査費証拠書

捜査費証拠書には、捜査報償費を支払った捜査員の氏名、支払年月日、金額、支払理由等の情報が記録されており、また、これら個別の執行に係る作成文書の枚数自体の情報が捜査の活発さなどを推測し得る情報であることから、

公にすることにより、被疑者等の事件関係者が事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況といった各種犯罪捜査を推察して、逃走や証拠隠滅を図るおそれがある。

また、終結した事件に関する情報であっても、捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者が、将来においてこれらの捜査手法等に応じた犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられるおそれがあり、さらに、捜査員及び情報提供者等の氏名等を公にすることにより、被疑者等から報復等を受けるおそれがあることから、これらの情報は本号に該当する。

ウ 月分総括表（月分捜査費総括表）

月分総括表には、当該所属の捜査費に係る受入額、支払額、残額等が記録されており、これらの情報を明らかにすることにより、被疑者等の事件関係者が事件ごとの捜査体制、捜査手法等といった各種犯罪捜査を推察して、逃走や証拠隠滅を図るおそれがあるほか、犯罪を企図する者が捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

3 本件対象公文書の部分開示について

条例第8条第1項で部分開示の義務等が規定されており、1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに不開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に分離でき、かつ当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定している。したがって、条例第7条第4号に該当する独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきことまで実施機関の長に義務づけているものと解することはできない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「架空かつ不正な支出を隠ぺいするという情報公開条例が是認する本来の目的以外の目的で不開示としたもので違法である。」旨を申し立てているが、実施機関においては、対象公文書に記録された情報について、不開示情報該当性等を条例の規定に照らして合理的に判断したものであり、審査請求人の主張は認めることはできない。

第5 審査会の判断

1 捜査報償費に係る会計処理の流れについて

捜査報償費とは、犯罪の捜査に係る経費のうち、県警察予算の支出科目である報償費から支出されるもので、県警察として予算化され、警察法施行令第2条に規定される犯罪の捜査に執行する国費捜査費とは区別されて、一般的に捜査報償費と呼称されている。捜査報償費は、捜査員の活動に要する諸経費や犯罪捜査等の情報提供者等に対する謝礼などとして支出されるものであり、捜査という業務の特殊性から、資金前渡による現金経理が認められ、その手続は県の財務規則に基づくものである。

この会計処理の流れは次のとおりである。

- (1) 捜査費の取扱者である所属長は、取扱責任者である警察本部長に対して翌月の所要額を申請する。
- (2) 警察本部長は交付額を決定し、所要額を申請者である所属長に交付する。
- (3) 捜査報償費は、捜査諸雑費と一般捜査費に区分しており、捜査諸雑費は捜査活動中に必要とされる軽微な経費であり、一般捜査費はそれ以外の情報提供者等に対する謝礼などの経費として執行されている。
- (4) 捜査諸雑費は、月初めに取扱者から中間交付者を経て捜査員に現金が交付さ

れ、各捜査員は所要の支払いを行った後、支払伝票を作成して、領収書とともに中間交付者に提出し、中間交付者は月末等にとりまとめ、取扱者に精算を行う。

(5) 一般捜査費は、取扱者である所属長への支出伺いを経て捜査員に現金が交付され、捜査員は支払いの相手方に所要の支払いを行った後、支払精算書を作成し、領収書とともに取扱者に提出して精算を行う。

(6) 所属長は、毎月末に所属の捜査報償費の収支について確認を行う。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成12年度(10月分以降)及び平成15年度分の県警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費の支出に係るものとして当該実施機関で作成された下記公文書である。

なお、当審査会は、実施機関にすべての対象公文書の提出を求め、捜査協力者等の個人情報を除いて実際に見分した結果、次の内容を確認した。

(1) 捜査費現金出納簿

捜査費現金出納簿は、捜査報償費の出納状況を明らかにするために捜査報償費の執行所属が記録した文書である。これには、現金の受入月日等を記載する年月日欄、支出事由及び捜査員の氏名等を記載する摘要欄、収入金額、支払金額、差引残高の各記載欄があり、摘要欄には、月ごとの分計や累計の記載とともに、所属長等の確認印が記載されている。

少年課の12年度分の現金出納簿では、本部長から捜査報償費を受け入れた年月日及び収入金額、月ごとの収入金額、支払金額、差引残高等が開示され、個別の執行に関する記載部分については不開示とされている。15年度の文書では、年度の収入金額、支払金額等を示す部分については開示、その他は不開示とされている。

また、交通指導課の12年度分の現金出納簿では、10月分の個別の執行内容及び個別の支払金額を示す部分不開示、その他は開示され、15年度の現金出納簿では、年度の収入金額、差引残高等を示す部分については開示、その他は不開示とされている。

(2) 捜査費証拠書

捜査費証拠書については、捜査報償費の出納状況の証拠書類として、月ごとに下記書類で構成されている。実施機関は一部開示決定において、各文書の名称を明らかにした上で、表紙、月分総括表、返納決議書及び返納金領収書は文書を示してその一部を不開示とし、その他については文書自体を示さずに不開示としている。

ア 表紙

所属の各月ごとに作成され、すべて開示されている。

イ 月分総括表(月分捜査費総括表)

取扱者である所属長が、前月より繰越額、受入額、支払額、残額等を月ごとにとりまとめて記録する文書であり、15年度分は月分捜査費総括表の名称を

使用している。

少年課の月分総括表は、12年度分はすべて開示され、15年度分は15年4月分の繰越額等及び16年4月分の受入額等が開示され、その他の金額記載部分は不開示とされている。

交通指導課の月分総括表は、12年度分では、10月分の繰越額及び支払額が不開示とされ、その他は開示されている。15年度分は、15年4月分の繰越額等及び16年4月分の受入額、残額等が開示され、その他の金額記載欄は不開示とされている。

ウ 捜査費支出伺

捜査費支出伺は、取扱者である所属長が捜査員に一般捜査費を交付する場合、又は捜査諸雑費を中間交付者に交付する場合に作成する文書であり、支出額、捜査員等の官職及び氏名、交付額、支出事由、交付年月日、取扱者等の印影等が記載され、文書自体が不開示とされている。

エ 支払精算書

支払精算書は、捜査員が一般捜査費の精算をする際に、領収書等とともに所属長に提出する文書であり、あて名となる警察職員の職名、支払年月日、支払金額、支払事由、情報提供者等の住所・氏名、事件名等が記載され、文書自体が不開示とされている。

オ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、中間交付者が捜査諸雑費の交付及び精算をする際に作成し、所属長に提出する文書であり、あて名となる警察職員の職名、中間交付者の官職及び氏名、既受領額、交付額、支払金額、交付年月日、捜査員氏名、取扱者等の印影等が記載され、文書自体が不開示とされている。

カ 支払伝票

支払伝票は、捜査員が中間交付者から受領した捜査諸雑費について、精算を行う際に作成するもので、中間交付者を経て所属長に提出する文書であり、捜査員の官職及び氏名、支払年月日、支払金額、支払先、協力者の住所・氏名、事件名、支払事由等が記載され、文書自体が不開示とされている。

キ 領収書等

情報提供者等が謝礼金を受領した際の領収書、捜査員が捜査活動で交通費や駐車場料金等を支払った際に相手方から徴収した領収書等には、領収年月日、領収金額、支払った相手方の住所、氏名等の情報が記録されており、支払精算書等に添付され、文書自体が不開示とされている。

ク 返納決議書

返納決議書は、捜査報償費の年度末残額を所属長から本部長に返納する際に作成する文書であり、返納金額、返納年月日等が記載され、文書全体が開示されている。

ケ 返納金領収書

返納金領収書は、上記クの返納金に対して本部長が受領を確認した書類であ

り、受領金額、受領年月日、取扱者等が記載され、文書全体が開示されている。

3 条例第7条第4号該当性

(1) 条例第7条第4号について

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている場合に不開示とすることを定めたものと解される。

この場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関において支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき、相当の理由がある情報を不開示とするものと解される。

(2) 条例第7条第4号の趣旨について

本号で規定する情報の考え方にあたっては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するものと解する。

(3) 条例第7条4号該当性について

ア 捜査費現金出納簿

- (7) 実施機関は、現金出納簿に記載されている受入月日、支出月日、事件名、捜査員氏名、受入金額、支出金額等については、これらの情報を明らかにすることにより、被疑者等の事件関係者が、事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知り得る情報と照合・分析することにより、特定所属の犯罪捜査等の活発さや進展状況等を推察して、逃走や証拠隠滅のおそれなどがあり、また、捜査員の氏名は、公にすることにより、逆恨み等により、被疑者等からの報復等を受けるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとして同号に該当するとしている。

当審査会で審理したところ、実施機関の主張するように、所属における捜査報償費の月ごとの支出入金額の推移が、当該所属の捜査活動の活発さをある程度反映しているとは考えられるが、その増減の状況から、被疑者等の事件関係者が捜査の進展状況を推察して逃走や証拠隠滅、さらには捜査員等が報復を受けるおそれがあるとまでは認めることはできず、実施機関が不開示とした判断に相当の理由があるとは認められない。

よって、本部長からの捜査報償費の受け入れに係る年月日欄、摘要欄、収入金額欄、支払金額欄及び差引残高欄の記載事項、並びに月分計及び累計に係る摘要欄、収入金額欄、支払金額欄、差引残高欄の記載事項及び月分の締めに係る印影については開示すべきである。

- (1) その他の情報については、公にした場合、特定の事件の捜査状況が把握さ

れ、被疑者等が逃走や証拠隠滅を図るなどの対抗措置を講じるおそれを否定することはできず、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、本号の規定に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、捜査が完了した事件であっても、捜査費の個別の執行に係る情報を公にした場合、他の情報等と関連させることなどによって、警察がどのような事件にどのような捜査を進めていったかといった捜査手法が明らかになることから、こうした情報について犯罪捜査に支障があるとして不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められることから、本号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、交通指導課の平成12年10月分計の支払金額については、同月の記載が1件であり、月分の支払金額が個別の執行金額と同一となることから不開示とすることが妥当である。

イ 捜査費証拠書

実施機関は、捜査費証拠書には、捜査報償費の支払いした捜査員氏名、支払年月日、支払金額、支払事由等が記載されており、これらを明らかにすることにより、被疑者等の事件関係者が、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種犯罪捜査を推察して、逃走や証拠隠滅、更なる犯罪等を取行するおそれがあり、また、終結した事件であっても、警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあることから、同号に該当するとしている。

さらに、月分総括表に記録されている前月よりの繰越額、本月受入額、残額などの情報を明らかにすると、被疑者等の事件関係者が、特定所属の犯罪捜査等の活発さや進展状況等を推察して、逃走や証拠隠滅等を図るおそれなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当すると説明している。

(7) 月分総括表（月分捜査費総括表）

月分総括表に記載されている情報は、月ごとの繰越額、受入額、支出額、残額等であり、実施機関は、これを公にした場合、被疑者等の事件関係者が各種犯罪捜査を推察して、逃走や証拠隠滅を図るおそれがあるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、前記ア(7)と同様の理由により、こうした実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないことから、月分総括表（月分捜査費総括表）については、不開示とした部分のうち、交通指導課の12年度10月分の繰越額及び支払額を除き、全部開示することが妥当である。

(1) 捜査費支出伺

捜査費支出伺に記載されている情報のうち、取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、それぞれ所属長等が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認のために押印しているものであり、慣行として公にされている警部以上の警察職員に係るものである（第7条第2号該当性）ことから、当

該情報を公にすることにより、被疑者等の事件関係者が捜査の進展状況を推察して、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるとの実施機関の判断には、相当の理由があるとは認めるとはできず、当該欄の印影については、開示することが妥当である。

なお、実施機関は、個別の執行に係る作成文書は、その枚数自体の情報が捜査の活発さなどを推測し得る情報であり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは主張するが、そうした判断にも相当の理由があると認めるとはできない。

その他の支出額、捜査員等の官職及び氏名、交付額、支出事由、交付年月日等の情報については、公にした場合、特定の事件の捜査状況が把握され、被疑者等が逃走や証拠隠滅を図るなどの対抗措置を講じるおそれがあると認められ、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 支払精算書

支払精算書に記載されている情報のうち、あて名となる警察職員の職名並びに取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、上記イ(イ)と同様の理由により、当該情報を公にすることにより、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には、相当の理由があるとは認めるとはできず、これらについては、開示することが妥当である。

その他の支払年月日、支払金額、支払事由、情報提供者等の住所・氏名、事件名等については、上記イ(イ)と同様の理由により、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(I) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書に記載されている情報のうち、あて名となる警察職員の職名並びに取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影は、上記イ(イ)と同様の理由により、当該情報を公にすることにより、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には、相当の理由があるとは認めるとはできず、開示することが妥当である。

その他の中間交付者の官職及び氏名、既受領額、交付額、支払金額、交付年月日、捜査員氏名等の情報については、上記イ(イ)と同様の理由により、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(オ) 支払伝票

支払伝票には、捜査員の官職及び氏名、支払年月日、支払金額、支払先、協力者の住所・氏名、事件名、支払事由等が記載されており、上記イ(イ)と同様の理由により、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示と

した実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(カ) 領収書等

情報提供者等が謝礼金を受領した際の領収書、捜査員が捜査活動で交通費や駐車場料金等を支払った際に相手方から徴収した領収書等には、領収年月日、領収金額、支払った相手方の住所、氏名等の情報が記録されており、上記イ(イ)と同様の理由により、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の判断には相当の理由があると認められることから、不開示とすることが妥当である。

4 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件処分において、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書に記載されている捜査協力者、情報提供者等の住所・氏名は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているが、当審査会では、前述のとおり、当該情報は条例第7条第4号に該当すると判断したことから、本号該当性について重ねて判断しないものとする。

5 審査請求人のその他の主張について

(1) 本件処分について

審査請求人は、福島県警察における犯罪捜査報償費は、捜査協力者に対する支出の実態がなく架空かつ不正な支出は明らかで、条例本来の目的以外の目的で行われた本件処分は違法である旨を主張している。

仮に、審査請求人が主張するとおり、本件開示請求に係る犯罪捜査報償費の支出が架空かつ不正なもので、本件対象公文書がそうした情報を記録したものであれば、不開示情報として保護する必要はないものと考えられるが、当審査会で個人情報を除き対象公文書を見分した限りにおいては、架空かつ不正な支出を示す具体的な事実を確認することはできず、審査請求人の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではないと考えられる。

(2) 条例の解釈運用について

審査請求人は、情報公開を請求する権利は、憲法に基づいて認められた基本的人権であり、「知る権利」を具現化した権利であるから、非開示事由を定めた条項は、厳格かつ限定的に解釈・運用されなければならない、非開示処分は情報公開条例が認めた本来の目的を実現するためにのみ認められるものである旨を申し立てている。

本審査会としては、条例の前文において、「『知る権利』が情報公開の推進に大きな役割を果たしてきたことを十分に理解しながら、地方自治の発展に一層寄与するよう情報公開を一層推進していかなければならない。」と記されており、条例は、県民の県政への参加の下、公正で透明な県政に資することを目的として定められたものであり、実施機関は、開示請求に対して、原則開示の基本

的思考方に従って上記のとおり審理・判断を行ったものである。

6 以上から、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

《少年課》

	公文書の件名	開示しない部分	根拠規定及び理由
1	平成12年度(10月から)捜査費現金出納簿	年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高(月別執行額に該当する部分を除く)	第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、個別の捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあるなど、捜査活動に支障をきたすおそれがある。
2	平成12年度(10月から)に作成した月分捜査費証拠書表紙、月分総括表、捜査費支出伺、支払精算書、領収書、返納決議書、返納金領収書	捜査費支出伺、支払精算書、領収書	第7条第2号及び第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等を図ったり、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。 また、捜査協力者、情報提供者等特定の個人を識別する情報が記載されており、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
3	平成15年度捜査費現金出納簿	年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高	第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、個別の捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあるなど、捜査活動に支障をきたすおそれがある。 また、所属の月別執行額を明らかにすると、その変動状況等から、犯罪捜査の進捗状況等が推測され、被疑者等の事件関係者により、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。
4	平成15年度に作成した月分捜査費証拠書表紙、月分捜査費総括表、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書、返納決議書、返納金領収書	捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書	第7条第2号及び第7条第4号該当 欄2の根拠規定及び理由に同じ
		月分捜査費総括表中、前月より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額()又は追給額	第7条第4号該当 所属の月別執行額を明らかにすると、その変動状況等から、犯罪捜査の進捗状況等が推測され、被疑者等の事件関係者により、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

別表 2
《交通指導課》

公文書の件名	開示しない部分	根拠規定及び理由
1 平成12年度(10月から)捜査費現金出納簿	年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高(月別執行額に該当する部分を除く。ただし、10月分計の支払金額は不開示)	第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、個別の捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあるなど、捜査活動に支障をきたすおそれがある。
2 平成12年度(10月から)に作成した月分捜査費証拠書表紙、月分総括表、捜査費支出伺、支払精算書、領収書、返納決議書、返納金領収書	10月分総括表中、前年より繰越額、本月支払額	第7条第4号該当 上記根拠規定及び理由に同じ
	捜査費支出伺、支払精算書、領収書	第7条第2号及び第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、被疑者等の事件関係者が逃亡や証拠隠滅等を図ったり、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。 また、捜査協力者、情報提供者等特定の個人を識別する情報が記載されており、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。
3 平成15年度捜査費現金出納簿	年月日、摘要、収入金額、支払金額、差引残高	第7条第4号該当 個別の執行に係る情報が記録されており、これらの情報を公にすることにより、個別の捜査の動向が明らかになり、また、報道内容等との照合・分析により、どのような事件にどのような捜査手段を採るのかが推察され、犯罪を企図する者に対抗措置を講じられるおそれがあるなど、捜査活動に支障をきたすおそれがある。 また、所属の月別執行額を明らかにすると、その変動状況等から、犯罪捜査の進捗状況等が推測され、被疑者等の事件関係者により、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。
4 平成15年度に作成した月分捜査費証拠書表紙、月分捜査費総括表、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書、返納決議書、返納金領収書	捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書	第7条第2号及び第7条第4号該当 欄2の根拠規定及び理由(下欄部分)に同じ
	月分捜査費総括表中、前年より繰越額、本月受入額、本月支払額、残額、前月末未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額()、本月概算交付し翌月に精算した結果の返納額()又は追給額	第7条第4号該当 所属の月別執行額を明らかにすると、その変動状況等から、犯罪捜査の進捗状況等が推測され、被疑者等の事件関係者により、逃走や証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

別紙

審査会の処理経過

平成17年2月28日	・ 諮問書の受理
平成17年3月2日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出要求
平成17年3月18日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成17年3月28日	・ 審査請求人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 審査請求人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出要求
平成17年4月15日	・ 審査請求人から一部開示決定理由説明書に対する意見書を受付
平成17年6月10日 (第126回審査会)	・ 審査請求に係る経過等の説明 ・ 審議
平成17年7月22日 (第127回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由等について説明聴取 ・ 審議
平成17年8月29日 (第128回審査会)	・ 審議
平成17年10月3日 (第129回審査会)	・ 対象公文書の見分と実施機関からの説明聴取 ・ 審議
平成17年10月18日 (第130回審査会)	・ 審議
平成17年11月25日 (第131回審査会)	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議
平成18年1月20日 (第133回審査会)	・ 審議
平成18年2月20日 (第134回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職	備考
あさのかおる 浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 助教授	
こんのひろみ 今野博美	前(財)21世紀職業財団福島事務所 雇用管理 アドバイザー 現 福島地方裁判所民事調停委員	
さとうはつみ 佐藤初美	弁護士	
とみたてつ 富田哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
ほしみつまさ 星光政	日本赤十字社囑託	会長職務代理者